

名ばかり店長の残業代 満額支給させる

倉敷市内の焼肉チェーン店では、一昨年の6月に就業規則を作成し残業手当を支給するようになりました。しかし、それまで残業代は一切支給していませんでした。

店長として働いていたKさんは、店の経営に責任を持つと同時に、仕込みや後片付けで終わりが深夜に及び勤務時間は毎日11時から12時間に及んでいました。

Kさんは昨年12月に地域労組に残業代未払いを電話で相談し組合に加入しました。

未払い賃金請求の時効は2年のため、組合は時効になっていない、一昨年1月から5月までの5カ月間分の残業手当・深夜手当として約53万円の支払いを求める要求書を会社に郵送し団体交渉を申し入れました。そして今年1月18日に経営者と団体交渉を行い、当日の交渉で満額支払うことで解決しました。



セクハラ言動 記録し会社追及

Aさんは、倉敷市の会社に8年間事務員として勤めていました。この間、社長である女経営者を筆頭にして「容姿が悪い」「結婚しろ」「誰も貰ってくれる人いない」などさまざまなセクハラを会社から受けてきました。

5年前に労働相談を通じて地域労組に加入、相談員からのアドバイスを受け、こ

の間の事実を克明にメモし記録しました。昨年末地域労組に再加入し、会社と団体交渉を重ね、会社もその事実を全面的に否定する事が出来ず、この度、和解契約書に調印する事で合意し、金銭での解決を図り、決着しました。

退職届を取り消させ 金銭解決めざす



前号で紹介した、ジーンズカジュアルメーカーに勤務する勤続34年のTさんは、些細なミスを理由に工場長から「お前にさせる仕事はない。退職届を提出しなければ解雇する」と脅かされ、平成23年1月21日付けで退職届に捺印させられ、引き続き同じ職場で正規職員から契約社員として働く労働契約を締結させられました。

相談を受けた組合は、1月14日、団体交渉を行い「Tさんが提出した退職届は上司より退職届を出さなければ解雇すると強要され、やむを得ず提出させられたものであり、その意思表示には瑕疵がある」として、退職届の取り消し・無効を追求しました。同時に残業手当未払いがあり2年間の出退勤時間を組合に提示するよう求めました。

これに対し会社側は、1月31日、文書で「退職届を提出しなければ解雇する」と言った事実はなく、本人申出による自己都合退職であると回答。組合が求めた出勤簿の提出については応じる旨の回答書が送付されてきました。

組合はその日に会社に会談を申し入れ、円満解決に向けた対応を求めたところ、会社としては「解雇する」とは言っていないが、本人が引き続き正規職員として働く意思があるなら退職届は無かったことにするとの立場を明らかにしました。しかし、Tさんと会社との信頼関係は崩れておりTさんに職場復帰する意思は有りませんでした。

組合は、今後、会社都合による退職手続きと金銭解決を求めていくことにしました。